

徳島県鳴門病院第3期中期目標（変更案）に係る評価委員会委員の提出意見について

委員からの提出意見	委員への回答
○ 前文において『…「第7次徳島県保健医療計画」をはじめとする徳島県の医療行政施策はもとより…を踏まえ、…』となっています。 中期目標の期間は令和7年3月までですが、令和5年度に策定予定の第8次医療計画については、令和7年度から始まる次期中期目標に反映する予定と言うことでしょうか。	○ 鳴門病院の目標の前文における記載が、『県の「現行」の施策等を踏まえ…取り組んでいくべきである』という趣旨となっておりますので、第3期中期目標につきましては、現在の記載のとおり、現行施策である「第7次」という文言を使用させていただき、次期目標（第4期：R7～R10）において、「第8次」に置き換えるという風にさせていただければと考えております。
○ 第2 3（2）について【感染拡大時の感染症対応及び一般医療を維持するための体制の確保】 新設とあるが、文章中に赤字と黒字が混在しているのは、何か改正前の原文があるのか。	○ 変更案の「第2 3」については、「新興感染症への対策」として、この度、新たに設けた項目であるため、「新設」扱いにしておりますが、（2）中の黒字については、現行の「第2 1（8）感染症対策の推進」から一部の記載を移動（継承）させた箇所となります。 赤字については、変更案において新たに追記した部分を示させていただきます。
○ 第2 5（2）について【医師の働き方改革への対応】 医師の働き方改革への対応との見出しになっているが、これと、旧第3 2（2）の記述（改正前の見出しとして働き方改革への対応）との関係が分からない。 （改正案第2 5項の見出しが、「医師・看護師等の確保と働き方改革」となっているから。）	○ 「現行の第3 2（2）」については、第3期中期目標の策定時（R2.9）、「職員の就労環境の向上」という目標の中で、将来的な「働き方改革への対応」も見据えながら、職員が働きやすい職場環境の整備に努めるべきとの主旨から、「働き方改革への対応」との見出しとさせていただいたところです。 一方で、R3.5の医療法改正によりR6年度から開始されることとなった「医師の働き方改革」へ適切に対応していくため、中期計画に当該事項を盛り込むことがガイドラインにより示されたことから、「変更案の第2 5（2）」として、当該事項に係る項目を新設させていただきました。 このため、「変更案の第2 5（2）」は「改正医療法へ対応していくための取組の推進」であり、「現行の第3 2（2）⇒変更案の第3 2（1）イ」は「職員の就労環境の向上に係る取組の推進」という異なる主旨の目標として掲げているところです。
○ 第4 2について【医業収支比率及び修正医業収支比率】 変更案では、これまでの医業収支比率に加え、修正医業収支比率を掲げているが、総務省のガイドライン（15P）では、数ある数値のうち経常収支比率及び修正医業収支比率の2項目を重視するように読める。 本変更案が、何故医業収支比率と修正医業収支比率の2項目なのか、説明があれば有難い。	○ 御意見のとおり、総務省のガイドラインにおいては、経営指標に係る数値目標として、「経常収支比率」に加え、設立団体からの運営費負担金等を控除して算出する「修正医業収支比率」を重要な指標として、「必ず数値目標を設定すること」とされております。 このため、現行の中期計画に設定のない「修正医業収支比率」に係る数値目標を設定することを変更案に掲げさせていただいております。 一方で、鳴門病院が不採算な政策医療（救急医療、周産期医療及び小児

	医療 等)を適切に実施するため、設立団体の責務として地方独立行政法人法の規定に基づき実施している県からの運営費負担金等も考慮した「医療収支比率」に係る数値目標も引き続き、設定していく必要があると考え、現在の変更案とさせていただきます。 なお、経常収支比率、医療収支比率及び修正医業収支比率の3つの指標以外の指標の設定については、変更案「第4 3」の「その他の経営指標」において、「病院の経営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標を設定すること」として求めているところです。
○ 第5 1について【施設・設備の計画的な整備と整備費の抑制】 文意ないし語感の問題に過ぎないとも言えるが、変更案の文章では、施設・設備の整備は財政負担の軽減や平準化のために実施するように読めてしまい、やや違和感がある。	○ 施設・設備の整備（更新や新規導入など）に関して、鳴門病院が求められている医療を適切に提供していくため、必要なものは適宜実施していくものであることは言うまでもありませんが、その中においても、「計画的な整備」を行っていくべきであるため、1つの目標として現行の中期目標に掲げておりました。 なお、鳴門病院においてはこれまでも、当然ながら財政負担の軽減や平準化を考慮し、計画的な整備に努めてきたところではありますが、ガイドラインの主旨も踏まえ、「計画的な整備」を通じて、「財政負担の軽減や平準化に努めること」を改めて明示させていただいたところです。
○ 第5 3（2）について【情報セキュリティ対策の徹底】 総務省ガイドラインの該当部分（14-15P）では、自治体情報施策担当部局への協力を求める検討が入っているが、それを盛り込むまでの必要性はないとの理解で良いか。	○ ガイドラインにおいては、「必要に応じて、自治体情報施策担当部局への協力依頼を検討」とされていることを踏まえ、中期目標への反映までは行わないこととしたところです。
○ 「第4 財務内容の改善に関する事項」の「3 その他の経営指標」について、記載の文章のみでは“ふさわしい数値目標”がどういった数値なのかイメージが湧かないため、少しわかりづらく感じる（財務数値を指しているのか、非財務数値を指しているのかなど）。資料2-1に記載の具体例を記載する等の対応などが考えられるため、検討いただけたらと思います。	○ その他の経営指標につきましては、資料2-1に一部の例示として記載しているような指標以外にも、ガイドラインにおいて多くの財務数値、非財務数値が例示として記載されているところです。 これらの例示も踏まえ、鳴門病院が経営上の課題解決に向けてどういった指標を選定し、中期計画へ数値目標を設定するのかということについては、あくまで病院の判断によるものであり、中期目標の中に例示とは言え、個別の指標名を記載すると、少なからずその記載に引っ張られてしまうことが懸念されるため、現在のような記載とさせていただいております。
○ 今回の変更案に関しては、以下の5つの項目について、それぞれ今の社会情勢に即した変更であり、とくに(2)(3)(5)に関しては私としても取り組みの強化をお願いしたい点であり、変更案に賛同いたします。 (1) 役割・機能の最適化と連携の強化 (2) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組 (3) 医師・看護師等の確保と働き方改革 (4) 経営の効率化・「修正医業収支比率」の設定 (5) 施設・設備の最適化・医療の質の向上、病院経営の効率化等に資す	

る「デジタル化の取組」の推進 ○ 心配な点を挙げるとすれば、追加項目ばかりで削除項目がないこと。追加項目はそれぞれ重要なことですが、重要なことは数を絞らなければ、結局取り組みが出来ない、もしくは現場が疲弊するばかりで「働き方改革」の時代を逆行する結果にならないか危惧します。すべての項目がそれぞれ重要な取り組みなので削除は難しいことは理解しますが、現場の負担を考慮しつつ、取組の優先順位をしっかりと時系列で考えていただきたいと思います。	○ この度の中期目標の変更案は、国のガイドラインに基づき、病院の計画に盛り込むこととされている重要な内容ではございますが、ご意見のとおりに現場の負担増も懸念されることから病院においては優先順位を付けつつ、取り組みを進めていくことになるものと考えております。 病院が具体的にどのように取り組んでいくか、については、次回の評価委員会の中で病院の計画変更案という形でご説明させていただき、ご意見を賜りたいと考えております。
○ 変更案に対して特別な意見はありませんが、今回の書面会議を経て、次回1月中旬の評価委員会ではより具体的な案が示されるという事でしょうか。	○ 今回の中期目標及び中期計画の変更に係る流れとしましては、まず、県が「目標」を変更し、次に目標の変更内容を踏まえて、鳴門病院が「計画」を変更する、というものであり、今回の書面開催によりご意見をお伺いさせていただいたのは、県が変更する目標の変更案の内容に関してです。 次回の1月中旬の評価委員会（Web）では、鳴門病院から「計画」の変更案（新たな取り組みや、新たな指標の設定 等）の具体的な内容をご説明させていただき、ご意見を賜りたいと考えております。
○ 12月中旬 県議会の議決を経て、第3期中期目標を変更、3月上旬 県議会の議決を経て、県が第3期中期計画の変更を認可これはどこが違うのでしょうか。	○ 上記の記載させていただいたとおり、「目標」の変更、「計画」の変更と進んでいきますが、それぞれ変更を行うためには、議会の議決が必要となりますことから、 ・12月中旬…『県が』策定する「目標の変更案」を議会の議決を経て、『県が』変更する。 ・3月上旬…『病院が』作成する「計画の変更案」を議会の議決を経て、『県が』認可する。 といったこととなります。